

山梨県地域枠等医師 キャリア形成プログラム

平成 31 年 3 月

山梨県地域医療支援センター

1. はじめに

山梨県では、県内の医師不足、また医師の地域及び診療科偏在の解消を目的として、将来、山梨県内の地域医療に従事する意志を持って入学した山梨大学医学部医学科の地域枠生等に対して、山梨県医師修学資金（以下、修学資金とする。）を貸与する制度を設けている。

平成 27 年度（2015 年度）の山梨県医師修学資金貸与条例の一部改正により、平成 27 年度（2015 年度）から新規に修学資金第 2 種の貸与を受ける者は、卒後の一定期間（原則 9 年間）、知事が指定する県内の特定公立病院等において勤務が義務化されたことに加え、平成 30 年（2018 年）7 月の医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行に伴い、厚生労働省がキャリア形成プログラム運用指針を制定し、具体的な内容が示されたことから、本県においても指針に基づいたキャリア形成プログラムを策定することとする。

2. 用語の定義

- ・ 管理期間 修学資金の貸与を受けた期間の二分の五に相当する期間
※修学資金 6 年間貸与の場合：15 年（= 6 年 × 5／2）
- ・ 就業義務年限 修学資金の貸与を受けた期間の二分の三に相当する期間
※修学資金 6 年間貸与の場合：9 年（= 6 年 × 3／2）
- ・ 猶予期間 管理期間から就業義務年限を除いた期間
※修学資金 6 年間貸与の場合：6 年（= 15 年 - 9 年）
- ・ 中断期間 災害、疾病、育休等やむを得ない理由により管理期間に含めない期間

3. キャリア形成プログラム

（1）基本的事項

① 対象者

- ・ 平成 27 年度（2015 年度）以降に、新規で山梨県医師修学資金第 2 種の貸与を受ける者。

② 配置方針

ア 地域枠で入学し、第 2 種修学資金の貸与を受ける者

- ・ 卒後 15 年間の管理期間のうち、初期臨床研修を含め通算 9 年間を就業義務年限として、知事が指定する県内の特定公立病院等（別紙 1 参照）に勤務すること。
- ・ 就業義務年限のうち原則 4 年間以上は、県内の特定公立病院等のうち、医師不足地域（※）に所在する特定公立病院等（別紙 1 参照）に勤務すること。ただし、継続的に一定規模以上の中核病院等で経験を積む必要があり、地域診療に従事することを必ずしも必要としない診療科については、診療科の特性に応じた柔軟な対応を行うこと。

- ※ 医師不足地域 人口 10 万人対の医師数が全国平均を下回る地域
- ・ 中北医療圏のうち峡北及び峡西地域 ・ 峡東医療圏全域
 - ・ 峡南医療圏全域 ・ 富士東部医療圏全域
- 上記定義は暫定的なものであり、今後国から示される医師偏在指標導入後に、改めて設定する。

イ 一般枠で入学し、第 2 種修学資金の貸与を受ける者

- ・ 修学資金の貸与を受けた期間の二分の五に相当する管理期間のうち、初期臨床研修を含め修学資金の貸与を受けた期間の二分の三に相当する期間を就業義務年限として知事が指定する県内の特定公立病院等に勤務すること。
- ・ 医師不足地域に所在する特定公立病院等への勤務期間については、修学資金の貸与を受けた期間に応じ決定することとする。ただし、継続的に一定規模以上の県核病院等で経験を積む必要があり、地域診療に従事することを必ずしも必要としない診療科については、診療科の特性に応じた柔軟な対応を行うこと。

③ 猶予期間

- ・ 猶予期間は、管理期間から就業義務年限を差し引いた期間とする。
- ・ 県外医療機関等での研修（山梨大学卒後臨床研修たすき掛けプログラムにおける県外医療機関での研修を含む）及び勤務、大学院への通学、海外留学等は、猶予期間内であれば認めることとする。ただし、1ヶ月以内の短期的な県外研修、週 31 時間以上の勤務をしながらの大学院への通学については、就業義務年限への算入を認める。
- ・ 猶予期間の取り扱いについては、修学資金貸与条例等に準ずる。

④ 中断期間

- ・ 災害、疾病、負傷、出産、育児等その他やむを得ない理由により医師の業務に従事できない期間は、中断期間として管理期間の対象外とする。
- ・ 中断期間の取り扱いについては、修学資金貸与条例等に準ずる。

⑤ 臨床研修

- ・ 医師臨床研修マッチングにより、県内の臨床研修病院を選択すること。
- ・ 山梨大学医学部附属病院卒後臨床研修たすき掛けプログラムにおいて、県外病院で研修を行った期間は、就業義務年限に算入できない。
- ・ 医師不足地域に所在する山梨赤十字病院での臨床研修は、医師不足地域勤務とする。

⑥ 専門研修

- ・ 日本専門医機構が定める登録・応募方法により、原則県内基幹施設の専門研修プログラムを選択すること。

(2) 配置調整の手順

- 対象者の配置調整は、地域医療支援センターが行うこととし、対象者の意向を確認のうえ、勤務希望先の医療機関の意向、各地域、診療科の医師の充足状況等を勘案した配置計画案を作成し、地域医療対策協議会での意見聴取を経て、知事が決定すること。

(3) 配置例

① 基本事項

ア 知事が指定する県内の特定公立病院等に9年間就業する。

(1) 県内の臨床研修病院で初期臨床研修を行う。

(2) 専門研修は、原則県内の基幹病院の専門研修プログラムを選択する。

(3) 医師不足地域に所在する特定公立病院等に原則4年間以上勤務する。

イ 就業義務年限中にやむを得ない理由がある場合は、就業義務年限が中断できる。中断期間は、管理期間の対象外となる。

ウ 就業義務年限中に猶予期間を使い県外医療機関での研修等ができる。

② 具体的な配置例

<凡例>

※就業義務年限に算入できる期間

臨床研修：知事が指定する県内特定公立病院等のうち県内臨床研修病院での初期臨床研修期間

医師不足：知事が指定する県内特定公立病院等のうち県内医師不足地域に所在する病院等での研修・勤務期間

特定公立：県内臨床研修病院及び医師不足地域病院等以外の県内特定公立病院等での研修・勤務期間

◆配置例①：専門医3年で取得する場合

※専門研修プログラムの研修期間が原則3年の診療科
内科、総合診療科、救急科、精神科、外科、小児科、産婦人科、
放射線科、臨床検査、病理、リハビリテーション科

就業義務達成

卒後年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
キャリア	初期臨床研修		専門研修			専門研修（サブスペ）等			
研修・勤務先	臨床研修	臨床研修	特定公立	特定公立	医師不足	特定公立	医師不足	医師不足	医師不足
指定病院勤務年数	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
医師不足地域病院勤務年数					①		②	③	④
← 特定公立病院等勤務9年 & 医師不足地域病院等勤務4年 →									

◆配置例②：専門医 4 年で取得する場合

※専門研修プログラムの研修期間が原則 4 年の診療科
整形外科、麻酔科、脳神経外科、眼科、耳鼻咽喉科、
泌尿器科、形成外科

就業義務達成

卒後年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
キャリア	初期臨床研修		専門研修				専門研修（サブスペ）等		
研修・勤務先	臨床研修	臨床研修	特定公立	特定公立	医師不足	医師不足	特定公立	医師不足	医師不足
指定病院勤務年数	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
医師不足地域病院勤務年数					①	②		③	④
← 特定公立病院等勤務 9 年 & 医師不足地域病院等勤務 4 年 →									

◆配置例③：専門医 5 年で取得する場合

※専門研修プログラムの研修期間が原則 5 年の診療科 皮膚科

就業義務達成

卒後年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
キャリア	初期臨床研修		専門研修				専門研修（サブスペ）等		
研修・勤務先	臨床研修	臨床研修	特定公立	特定公立	特定公立	医師不足	医師不足	医師不足	医師不足
指定病院勤務年数	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
医師不足地域病院勤務年数						①	②	③	④
← 特定公立病院等勤務 9 年 & 医師不足地域病院等勤務 4 年 →									

- 専門研修は、原則プログラム制による研修とするが、地域枠及び修学資金の貸与等による義務年限により、地域医療に従事するなど相当の合理的理由がある場合は、カリキュラム制による専門医の取得も可能。なお、県内の全ての診療科の専門研修プログラムにおいて、プログラム制とカリキュラム制に対応している。
- また、専門研修は必ず臨床研修直後に受けなければならないものではなく、個々のキャリア形成を考慮した専門研修プログラム別（診療科別）の具体的な配置例も提供できるため、カリキュラム制への移行希望も含め、地域医療支援センターに相談すること。

◆配置例④：初期臨床研修を医師不足地域病院で2年＋専門医3年で取得の場合

就業義務達成

卒後年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
キャリア	初期臨床研修		専門研修			専門研修（サブスペ）等			
研修・勤務先	臨床研修 医師不足	臨床研修 医師不足	特定公立	特定公立	特定公立	医師不足	医師不足	特定公立	特定公立
指定病院勤務年数	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
医師不足地域病院勤務年数	①	②				③	④		
← 特定公立病院等勤務9年 & 医師不足地域病院等勤務4年 →									

◆配置例⑤：専門医3年で取得＋県外病院勤務2年の場合

就業義務達成

卒後年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
キャリア	初期臨床研修		専門研修			専門研修（サブスペ）等									
研修・勤務先	臨床研修	臨床研修	特定公立	特定公立	県外病院	特定公立	県外病院	医師不足	医師不足	医師不足	医師不足				
指定病院勤務年数	①	②	③	④	—	⑤	—	⑥	⑦	⑧	⑨				
医師不足地域病院勤務年数					—		—	①	②	③	④				
← 特定公立病院等勤務9年 & 医師不足地域病院等勤務4年 →															
猶予期間（県外病院勤務等）2年活用															

◆配置例⑥：専門研修3年で取得＋海外留学1年＋県外病院勤務2年＋育休1年の場合

就業義務達成

卒後年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
キャリア	初期臨床研修		専門研修			留学	育休	専門研修（サブスペ）等							
研修・勤務先	臨床研修	臨床研修	特定公立	特定公立	医師不足	—	—	医師不足	医師不足	県外病院	県外病院	特定公立	医師不足		
指定病院勤務年数	①	②	③	④	⑤	—	—	⑥	⑦	—	—	⑧	⑨		
医師不足地域病院勤務年数					①	—	—	②	③	—	—		④		
← 特定公立病院等勤務9年 & 医師不足地域病院等勤務4年 →															
猶予期間（海外留学・県外病院勤務等）3年活用／中断期間（育休等）1年															

◆配置例⑦：初期臨床研修たすき掛け♪ ハルで県外病院勤務1年+専門医3年で取得

+大学院4年+県外病院勤務2年+疾病による休職1年の場合

就業義務達成

卒後年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
キャリア	初期臨床研修		専門研修			大学院				疾病	専門研修（サブスペ）等					
研修・勤務先	臨床研修	県外病院	特定公立	特定公立	医師不足	大学院	大学院	大学院	大学院	—	特定公立	医師不足	県外病院	特定公立	医師不足	医師不足
指定病院勤務年数	①	—	②	③	④	—	—	—	—	—	⑤	⑥	—	⑦	⑧	⑨
医師不足地域病院勤務年数	—	—	—	—	①	—	—	—	—	—	②	—	—	③	—	④
← 特定公立病院等勤務9年 & 医師不足地域病院等勤務4年 →																
猶予期間（大学院・県外病院勤務）6年活用 / 中断期間（疾病）1年																

○ 配置例①～⑦は配置のモデルを例示しているにすぎず、修行義務年限9年間のうち合算で4年間医師不足地域の病院等に勤務すれば、就業義務要件を達成したこととなる。

○ 猶予期間および中断期間の活用を希望する場合は、必ず地域医療支援センターに相談すること。

別紙1 知事が指定する県内の特定公立病院等

区分	医療機関名	山梨県医師修学資金貸与条例施行規則第4条				
		第1号 国立病院 大学病院 医療法 第31条	第2号 臨床研修 病院	第3号 公立 診療所	第4号 その他知事が 別に定める施設	
医師不足 地域に 所在する 特定公立 病院等	峡 北 ・ 峡 西 地 域	【病院9施設】 山梨県立あけぼの医療福祉センター 山梨県立北病院 韮崎市立病院 北杜市立甲陽病院 北杜市立塩川病院 恵信韮崎相互病院 峠西病院 巨摩共立病院 白根徳洲会病院	○ ○ ○ ○		○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
		【診療所2施設】 北杜市立国民健康保険辺見診療所 北杜市立白州診療所			○	
峡 東 地 域	峡 東 地 域	【病院8施設】 山梨市立牧丘病院 甲州市立勝沼病院 加納岩総合病院 日下部記念病院 山梨厚生病院 塩山市民病院 笛吹中央病院 石和共立病院	○		○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
		【診療所5施設】 山梨市立産婦人科医院 甲州市落合出張診療所 甲州市一瀬出張診療所 甲州市大藤診療所 笛吹市芦川国民健康保険診療所			○ ○ ○	
峡 南 地 域	峡 南 地 域	【病院4施設】 飯富病院 市川三郷病院 富士川病院 身延山病院	○		○ ○	○ ○ ○
		【診療所15施設】 市川三郷町営国民健康保険診療所 三共診療所 硯島診療所 五箇出張診療所 雨畑出張診療所 西山出張診療所 都川出張診療所 身延町営下部診療所 身延町営久那土診療所 身延町営古閑診療所 身延町国民健康保険大須成診療所 身延町国民健康保険曙診療所 南部町国民健康保険診療所 南部町佐野診療所 南部町国民健康保険万沢診療所			○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	

区分	医療機関名	山梨県医師修学資金貸与条例施行規則第4条					
		第1号	第2号	第3号	第4号		
		国立病院 大学病院 医療法 第31条	臨床研修 病院	公立	その他知事が 別に定める施設		
				診療所	災害拠点 病院	専門研修 基幹病院 連携病院	
富士 ・ 東 部 地 域	【病院5施設】 富士吉田市立病院 山梨赤十字病院 大月市立中央病院 都留市立病院 上野原市立病院	○ ○ ○ ○ ○	○		○ ○	○ ○ ◎ ○	○ ○ ○
	【診療所9施設】 山梨県立こころの発達総合支援センター 都留クリニック 上野原市立病院附属西原診療所 上野原市立病院附属秋山診療所 道志村国民健康保険診療所 山梨県立富士・東部 小児リハビリテーション診療所 富士河口湖町立富士高原診療所 国民健康保険小菅診療所 丹波山村国民健康保険診療所 丹波山村国民健康保険鴨沢出張診療所			○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			
医師不足 地域以外 に 所在する 特定公立 病院等	【病院9施設】 国立病院機構甲府病院 山梨大学医学部附属病院 山梨県立中央病院 市立甲府病院 甲府共立病院 山梨病院 甲府城南病院 住吉病院 HANAZONOホスピタル	○ ○ ○ ○	○ ○ ○		○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	【診療所3施設】 山梨県立こころの発達総合支援センター 甲府クリニック 甲府市直営宮本診療所 甲府市直営上九一色診療所			○ ○			

<凡例>専門研修基幹病院・連携病院欄 ◎機関病院 ○連携病院

※ 専門研修基幹病院及び連携病院における返還免除の対象は、専門研修期間に限る。

別紙2 医師不足地域に所在する特定公立病院等の診療科一覧

地域	施設名	内	小	皮	精	外	整	産	眼	耳	泌	脳	放	麻	病理	検査	救	形	リ	総	
嶺北・ 峠西 地域	山梨県立あけぼの医療福祉センター		○	○			○				○								○		
	山梨県立北病院				○																
	韮崎市立病院	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○		
	北杜市立甲陽病院	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○		
	北杜市立塩川病院	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○		
	恵信韮崎相互病院	○				○	○												○		
	峠西病院				○																
	巨摩共立病院	○	○			○	○		○										○		
	白根徳洲会病院	○	○			○	○	○					○	○	○				○		
	北杜市立国民健康保険辺見診療所	○																			
嶺東 地域	北杜市立白州診療所	○	○				○	○													
	山梨市立牧丘病院	○	○			○	○														
	甲州市立勝沼病院	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○		
	加納岩総合病院	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○		
	日下部記念病院				○																
	山梨厚生病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○		
	塩山市民病院	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○		
	笛吹中央病院	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○				○		
	石和共立病院	○	○		○	○	○							○					○		
	山梨市立産婦人科医院							○													
嶺南 地域	甲州市落合出張診療所	○	○																		
	甲州市一瀬出張診療所	○	○																		
	甲州市大藤診療所	○																			
	笛吹市芦川国民健康保険診療所	○	○																		
	飯富病院	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		
	市川三郷病院	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		
	富士川病院	○	○	○		○	○									○	○	○	○		
	身延山病院	○	○			○	○		○												
	市川三郷町営国民健康保険診療所	○					○														
	三共診療所	○																			
富士 東部 地域	硯島診療所	○																			
	五箇出張診療所					○															
	雨畠出張診療所	○																			
	西山出張診療所	○																			
	都川出張診療所	○																			
	身延町営下部診療所	○																			
	身延町営久那土診療所	○																			
	身延町営古関診療所	○																			
	身延町国民健康保険大須成診療所	○																			
	身延町国民健康保険曙診療所						○														
富士 東部 地域	南部町国民健康保険診療所	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	南部町佐野診療所	○					○														
	南部町国民健康保険万沢診療所	○	○				○														
	富士吉田市立病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	山梨赤十字病院	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	大月市立中央病院	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	都留市立病院	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	上野原市立病院	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	山梨県立こころの発達総合支援センター 都留クリニック					○															
	上野原市立病院附属西原診療所	○	○				○														
道志 地域	上野原市立病院附属秋山診療所	○	○				○														
	道志村国民健康保険診療所	○	○																		
	山梨県立富士・東部 小児リハビリテーション診療所			○																	
	富士河口湖町立富士高原診療所	○	○																		
	国民健康保険小菅診療所	○	○																		
	丹波山村国民健康保険診療所	○																			
	丹波山村国民健康保険鴨沢出張診療所	○																			